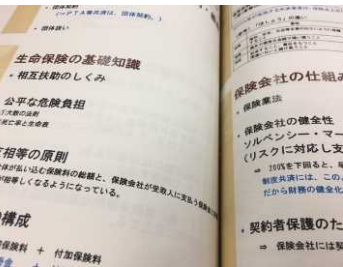


■保険と共済の基礎知識



第2回研修(団体向け)で講義する「保険と共済の基礎知識」について、そのポイントを紹介いたします。保険と共済の違い、制度共済として求められることについて理解を深めましょう。

■保険も共済も保険法上の「保険契約」という点では変わるものでなく、その要件として、①保険料の支払いをうけ、②災害発生したら、③それに対する給付(保険金等の支払い)を行う。この3つの要件のうち、一つでも欠けると保険契約にはならず保険業法の適用除外となる。したがって、その実施にあたり保険業法や他の制度共済の許可や認可を受ける必要もない。

■保険業には、業界共通の教育制度がある。例えば保険商品の販売するにあたっては、一定の教育を受け試験にパスしたうえ保険募集人として登録する義務がある。これに対して、P T A等共済をはじめとする制度共済にはこのような制度はありませんが、様々な法令等に対応し、加入者保護の観点からも、共済団体内では定期的な教育が必要となります。

■保険業者が破たんした場合、セーフティネットとして契約者保護機構があり、満額ではないが保険契約は承継されます。また、保険会社には健全性を示す指標があり、一定の水準を下回った場合には監督庁からの指導等を受け、早期に改善することが求められています。これに対して、制度共済にはこのような制度はありません。業務の適正化を図るとともに、財務の健全化が求められる。不祥事の未然防止や諸課題の早期解決、そして上記の機能の補完のためにも年1回の立入検査が望ましいと考えられます。

■共済法と関連する法律やその主な規定(第10回 民法/全12回)

今回は、「時効」についてです。モデル共済規程(共済約款第24条)には、時効の規定があります。時効には、他人の物又は財産権を一定期間継続して占有する者に権利取得の効果を与える「取得時効」、一定の期間権利が行使されない場合、権利を消滅させる「消滅時効」があります。モデル共済規程の「時効」は、一定の期間共済金を請求しない場合にその権利が消滅してしまうというもので「消滅時効」に該当します。消滅時効で権利がなくなる前提となる「一定期間」の始期を起算日や起算点と言ったりしますが、民法第166条では、「権利を行使できるときから進行する」としています。「権利を行使できる時」とは、単にその権利の行使につき法律上の障害がないというだけでなく、権利の性質上、その権利行使が現実に期待できるものであること、例えば共済金請求の場面においては、死亡の場合は亡くなったとき、後遺障害の場合は後遺症の認定を受けた時、医療等の場合は治療が完了した場合や平常の生活に支障がない程度に治ったときになると思われます。一律災害が発生したときを起点とした場合、治療に時間を要する場合等は時効までの期間が短くなるなど人によって違いが出てくることになります。(差別的な取扱いになるので注意)スポーツ振興センターの災害共済給付にあわせて実施している場合は、センターの給付決定日が起算点になると思われます。

ところで、時効は、当事者がこの制度を使う(時効の援用)と宣言することによってその法律効果が生まれます。一定の期間が過ぎ(時効が完成し)ても、当事者が援用しない限り、その効果は生まれません。3年間を経過した後に共済金を支払うことを法的に禁止しているわけではなく、実務では、時効による請求権の消滅を主張せず支払うことが行われているようです。

そういう意味ではモデル共済規程の時効の規定は、時効の援用を予告するものであると思われます。実際に時効を援用するか否かは、具体的な事案が発生し、時効が完成したときに判断していく必要があります。

なお、共済金請求権などの消滅時効については、保険法95条にも規定があり3年とされています。この規定は絶対的強行規定であるため、加入者に不利な規定である場合(例えば時効を2年としている場合)は、その規定は無効となり、保険法の規定(3年)が適用されます。



モデル共済規程(共済約款) (抄)

(時効)

第24条 共済金請求権は、第22条(共済金の請求)第1項に定める時の翌日から起算して3年間を経過した場合は、時効によって消滅します。

保険法(平成20年6月6日法律第56号) (抄)

(消滅時効)

第九十五条 保険給付を請求する権利、保険料の返還を請求する権利及び第六十三条又は第九十二条に規定する保険料積立金の払戻しを請求する権利は、三年間行わないときは、時効によって消滅する。

2 保険料を請求する権利は、一年間行わないときは、時効によって消滅する。

■おしらせ

- ・そろそろ決算が近づいてまいりました。決算や経理処理等の御相談はお早めにお問い合わせいたします。
- ・今年度中に役員向け研修会を予定している団体で講師派遣が必要な場合は、お早目に御相談下さい。共済法や共済事業に全般に関する内容の他、共済規程の説明、諸課題の支援、5/30に完全施行された改正個人情報保護法の事業者に課せられた義務の逐条解説、共済事業における個人情報管理についても説明いたします。

認可後の運営や共済事業の見直し、指導や監督等について御相談がありましたら、お気軽にP T A等共済室まで御連絡ください。
「悩むより電話一本共済室」一緒に解決していきましょう。

<次号の発行予定：2月28日>

(おことわり)本誌は、共済団体-教育委員会-文科省間の情報共有ツールとして発行しているものです。それ以外の目的での転用・引用・転載・複製・Web上へのアップロードはご遠慮下さい。お問い合わせについても関係者のみ対応させていただきます。

■ 共済団体の紹介～Renewal!

一般財団法人富山県PTA親子安全会(共済事業開始：平成25年4月)

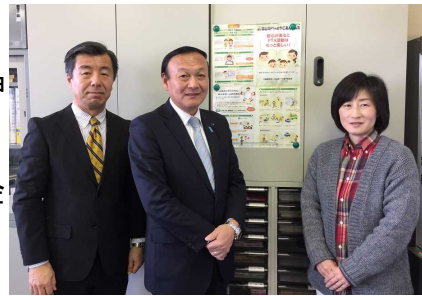
本会は、昭和54年に富山県PTA親子安全互助会として発足し、会員相互扶助の精神をもとにした見舞金制度の創設からスタートしました。その後の法整備等によって、平成25年12月に公益財団法人として認定された本会は、「一人はみんなのために、みんなは一人のために」のスローガンのもと、共済金の給付を中心に、広報活動、就学奨励金の給付、弔慰金の給付等の活動を行っています。

災害給付金の給付は、文字どおりお見舞金として、災害で受診したら、疾病分類表に基づいて金額を決定し、迅速に給付できるシステムとなっています。

広報活動では、単P役員・学校関係者対象の「安全教育研修会」、富山県PTA連合会と連携した講演会、DVD視聴覚教材の購入と貸出等を行っています。

富山県の全公立小中学校、一部の特別支援学校及び国立学校の児童生徒、教職員等併せて88,000人余の会員からの会費で運営されている本会ですが、少子化の影響で、毎年会員数が減少しており、予算もそれにしたがって目減りする中、運営にも一層の工夫が求められていると感じます。例えば、経済的に恵まれない児童生徒に就学奨励金を給付していますが、予算をオーバーするようになったため、昨年度より広く寄付金を募っています。

多様化するPTA活動に柔軟に対応できるよう、常に見直しをかけながら、事業を推進していきたいと考えています。(事務局長 片山 隆)



左から
片山局長、藤井理事長、鞍田さん

一般財団法人岩手県学校安全互助会(共済事業開始：平成25年4月)

平成25年からの5年間は、幾つかの困難な状況はあったものの、役員等のもとより関係者の皆様のご尽力により、結果としては大過なく事業運営ができたと考えています。

さて、今年度を振り返りますと、昨年度新たに設けた、義務教育諸学校の生活保護世帯等の児童生徒の加入を円滑に進めるための措置を実施しました。予定外の事態も生じたところですが、学校等のご協力を得て何とか無事に初年度を終了できそうです。今後も、学校等との意思の疎通が保持できるよう努めたいと考えています。

また、事業運営を巡る環境の変化として大きいのは児童生徒等の減少です。これまでと同様の傾向が続けば、5年後の被共済者数は今年度に比べ約1.5万人の減少が見込まれます。これにより、共済掛金収入額も必然的に減少します。他方、共済金支給

額は、被共済者数の動向とは異なる傾向にあり、支給額は毎年度21百万円以上が続くことも見込まれます。この支給額は当会にとっては高い水準といえます。

経営環境は今後更に厳しさを増す見込みなので、互助会の足腰が弱まることのないよう事業運営を適切に行うことにより、学校等における児童生徒等の健全育成及び教育活動の積極的な展開に寄与できるよう努めて参ります。

(事務局長 久喜勉)



左から
田中次長、久喜局長、土井尻さん

PTA等共済室

- 1月17日(水) 埼玉県PTA安全互助会研修会(吉谷、三島)
- 1月19日(金) 三重県PTA安全互助会研修会(吉谷)
- 1月22日(月)～23日(火) 北海道教育委員会立入検査支援・研修会(吉谷)
- 1月24日(水) 全国子ども会連合会臨時総会・コンプライアンス研修会



北海道教育委員会立入検査の様子

■ 年度末から年度初めにかけて必要な業務

必要な業務や届け出については、各法人の認可状況、事業の内容等で異なる場合もあります。必ず法律等を確認し、不明な場合は行政庁へお問い合わせください。

①年度末までに必要な業務(行政庁への届出等)の例

次年度の安全普及啓発活動等届出(規則第20条関係)、責任準備金等の積立て(規則第24条、第25条、第26条関係)、共済規程の変更(共済掛金や補償額を見直し、次年度から適用を考えている団体は、共済規程の変更承認が必要です。事前に教育委員会担当者へお話しください。行政庁の承認がないと変更した共済規程は有効となりません。)

共済契約の申込み手続きについては、共済期間開始前に行う必要があります。4/1から補償を行うには3/31までに契約する必要があります。また、共済掛金や加入者名簿も新年度に入ってから手続きする必要があります。

②事業年度開始後に必要な業務(行政庁への届出等)の例

業務報告書(業務開始後3月以内、規則第28条、第29条関係)、その他(第39条)

■ 編集後記

「つまみ細工」というものを知っていますか。薄い絹などの布地を小さく切り、これをピンセットでつまんで折って、組み合わせて、花や鳥などの形に作るもので、江戸時代から伝わる伝統工芸です。成人式の時には晴れ着の問題でいろいろ報道されましたが、和服に合う髪飾りや簪(かんざし)がつまみ細工の例です。布地のやわらかさや技の繊細さが伝わってくるもので、私自身もここ数か月で知りました。岩手県盛岡市に住む同級生が、家事仕事の傍ら、親戚や知人へのプレゼントとして作っていたものが、今ではレンタルボックスでの小売販売やネット通販に展開するようなどころに来ています。口コミではありませんが、ネットで少しずつ広がり注文も来るようになり、生業となるのも近いのではないかと思います。そもそも他人へ売り込める技がないとできないものですが、今は店舗や資金なくてもネット環境さえあれば手軽に起業もできるようになってきたようです。皆さんも売り込める技がないか見直してみてください。新たな人生の展開があるかもしれません。(PTA等共済室:資格あり技なし吉谷)



つまみ細工